

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘

市町村名 (市町村コード)	五ヶ瀬町 (454435)
地域名 (地域内農業集落名)	第5行政区 (越次、八重所、室野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者が高齢化している。
- ・兼業農家が多く、専業農家の担い手が不足している。
- ・農地は主要道路沿いにあり、団地化している場所も多い。
- ・高速道路予定地となっている農地も多くある。
- ・水稲については、兼業農家での作付けが多く行われている。

【基礎データ】

地域の平均年齢:48歳

主な作物等:水稲、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在耕作している農地すべてを守っていく事は、農業者の高齢化、担い手不足により厳しいと思われるため、地域内の優良農地の集積・集約をすすめ、今後、地域の中心経営体となってくる認定農業者や新規就農者への貸し付けを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	480 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地域内の農地及び、今後残すべき農地となる場所を優先的に保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる経営体に対し、圃場条件が良く、今後残すべき農地となる場所について集積集約を図る。また規模拡大を目指す認定農業者や新規就農者の受け入れ等も推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内で残すべき農地の効率的な集約を行うため、農地中間管理機構への貸し付けを推進していく。また、中心経営体が営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を活用し、新たな受け手への貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域計画をベースとした、基盤整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者の減少が考えられる中、町外からの農業経営希望者及び企業の呼び込みができないかを検討する。また、五ヶ瀬町全体として、委託作業や共同作業を実施できるような生産組合の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣の侵入防止柵について老朽化が進んでおり、鳥獣被害防止対策事業の活用を検討する。
- ・作業できる者の高齢化対策として、省力化のためのドローン等の導入を検討する。
- ・補助金等を活用して集落全体で保全・管理を進める。
- ・耕畜連携を推進し、農地の荒廃化の防止や、堆肥の農地還元を進める。